



令和元年11月18日

担当課	人事課
担当者	雑賀・坂本・松林
電話	(073) 435-1019
内線	2564

職員の処分について

令和元年11月18日付けで、次のとおり懲戒処分等を行ったので公表します。

1 契約業者から受けた相談に対する職員の不適切対応について

(1) 事案の概要

平成28年11月初旬、「連合自治会長から協力金を要求された。どうしたらよいか。」との電話相談を工事担当課長が契約業者から受けたが、事業担当部長に取り次いだけで適切な対応を怠った。

事業担当部長は、契約業者から相談を受けたが、業者に対して適切な指導を怠った。

また、工事担当部長は、工事担当課長から協力金要請の電話相談を事業担当部長に取り次いだとの報告を受けたが、そのまま放置し適切な対応を怠った。

(2) 処分者及び内容

処分者	処分内容
福祉局長 (当時 事業担当部長)	戒告
建築住宅部長 (当時 工事担当課長)	訓告
財政局長 (当時 工事担当部長)	嚴重注意

2 職場におけるパーティー券売却への協力について

(1) 事案の概要

職員らは、人権同和施策課長として在職中、連合自治会長の妻が経営するスナックのパーティー券の売却依頼を受け、勤務時間中に各局長を通じてパーティー券の売却を行った。

(2) 処分者及び内容

処分者	処分内容
局長 2名 部長 2名 課長 1名	訓告 ※3においても処分対象となった者
局長 7名 館長 1名	嚴重注意 (※戒告処分者1名含む)

3 芦原連絡所会議室の私的占有の放置及び芦原文化会館における私的使用の放置について

(1) 事案の概要

芦原連絡所の会議室が、連合自治会長の私物により長期にわたり占有されていたにも関わらず、関係職員は撤去を求めることなく放置していた。

また、芦原文化会館の倉庫や下駄箱についても、連合自治会長の私物置場として使用されていたにも関わらず、撤去を求めることなく放置していた。

(2) 処分者及び内容

処分者	処分内容
局長 2名 部長 2名 課長 1名	訓告 ※2においても処分対象となった者
課長 2名 館長 1名 再任用 4名	嚴重注意

4 その他 (参考)

役職別人数	
局長	10名
部長	3名
課長	3名
館長	2名
再任用	4名

処分別人数	
戒告	1名
訓告	6名
嚴重注意	15名

処分者合計 22名